

キャスト・ベトナム・ニュース

# CAST VIETNAM NEWS

2014年9月1日号  
〔2014〕16)

## 労働災害、職業病に関する規定（下）

弁護士法人キャスト          弁護士          工藤 拓人  
同    コンサルタント          Tran Phu Son



### 1. 労働災害・職業病に関する企業の責任

ベトナム社会保険法（LAW 71-2006-QH11。第 38 条～第 48 条。）及びベトナム労働法（LAW 10/2012/QH13。第 133 条～第 152 条。）では、労働災害及び職業病に関する制度が定められています。労働者側の権利や手続を主に取り上げた前回に引き続き労働災害及び職業病に関して説明しますが、今回は企業側の責任についてです。

### 2. 職場環境の安全について

企業側には、労働法に基づき職場環境の安全について下記の義務が課せられています（労働法第 137 条～第 139 条）。

- ✓ 労働者の職場と環境に対する労働安全および労働衛生を保証する方法・対策の立案。
- ✓ 労働安全・労働衛生業務の担当者の配置及び教育
- ✓ 関連する技術基準に規定される、職場における空間、通気、塵埃、臭気、有毒ガス、放

射能、電磁波、熱、湿度、騒音、振動およびその他の有害物質の基準を満たすこと、またその定期的な検査、測定。

- ✓ 機械・設備・工場の労働安全および労働衛生の条件が、労働安全および労働衛生に関する国家技術基準を満たしている、または、既に発表・適用されている職場の労働安全および労働衛生に関する基準を満たしていること
- ✓ 事業所内において、危険で有害な物質を検査および評価し、これらを排除・削減し、労働条件を改善し、労働者の健康を守るべき対策をとること。
- ✓ 機械・設備・工場・倉庫を定期的に保守点検すること。
- ✓ 機械・設備・職場の労働安全および労働衛生に関する指示文書を作成し、職場内の目につきやすく読みやすい場所に掲示すること。
- ✓ 労働安全および労働衛生を保証する活動計画を作成し実施するに当たって、事業所における労働者集団の代表組織から意見を聴取すること。

### 3. 労働災害や職業病の予防

① また、労働災害を防ぐために、下記のような予防のための活動も要求されています（労働法第140条）。

- ✓ 事故処理・緊急救助計画を作成し、定期的に演習を行うこと。
- ✓ 労働災害や事故が発生した場合に、緊急救助や応急処置を行えるよう、技術用具や医療用具を装備すること。
- ✓ 労働災害や職業病を引き起こす危険性のある機械・設備・職場に対し、直ちに対策を講じる、または直ちに活動停止命令を出すこと。

② さらに、労働災害や職業病を防ぐために、下記のような防止措置が定められています（労働法第147条～152条）。

- ✓ 労働安全に関して厳重な要件が課される機械・設備・物資の点検
- ✓ 労働安全・労働衛生の計画  
→使用者は毎年、生産経営計画を作成する際、労働安全・労働衛生・労働条件改善に関する計画・対策を作成する必要。
- ✓ 労働における個人用保護具の使用義務
- ✓ 労働安全・労働衛生に関する訓練  
→使用者、労働安全・労働衛生業務担当者、労働安全・労働衛生に関して厳重な要件が課される業務を行う労働者の訓練コースの受講義務を定める。
- ✓ 労働安全・労働衛生に関する情報提供  
→労働者に対し、労働災害・職業病の状況、危険または有害な状況、および職場の労働安全・労働衛生を確保する対策について、周知する。
- ✓ 労働者の健康の確保  
→定期健康診断の実施や、労働者の健康記録の管理、及びそれに基づいた業務割り当て等が必要とされる。

#### 4. 実際に労働災害が起きた場合の対応

通達（Circular）の形で下記のように定められています【1】。

- ✓ 労働者に対し応急処置を施し、病院に搬送する
- ✓ 関係機関に事故を報告する
- ✓ 重傷・死亡の人身事故の場合、現場検証のため、現場を保存。労働者を病院に搬送する必要がある場合は、現場調査議事録や写真、ビデオを撮っておくこと。
- ✓ 調査団の要求に対し、証拠、書類を提出し、その証拠に責任を負うこと。
- ✓ 事故目撃者が情報を提供できるように協力すること
- ✓ 事故調査を行い、調査議事録を作成し、作成から 5 営業日以内に労働者や各関連機関に報告すること
- ✓ 再発防止のため、企業のほかの労働者事故の詳細を説明すること
- ✓ 死亡事故の場合は 15 年間、そうでない場合は労働者が定年するまで、関連書類を保管すること
- ✓ 事故調査に関する各種費用を負担すること：
  - ① 事故現場意の再現
  - ② 現場および被害者の写真等
  - ③ 各種書類の印刷
  - ④ 技術検査（必要の場合）
  - ⑤ 死体解剖
  - ⑥ 労働災害の議事録を公開する会見

#### 5. 補償・賠償・その他の責任

また、企業には、下記の補償、賠償等をなす責任もあるとされます（労働法第 144 条及び第 145 条参照）。

- ✓ 医療保険に加入している労働者に対しては、労働者負担の費用、および医療保険が負担するリストにない費用を支払う。医療保険に加入していない労働者に対しては、応急処置・救急から安定するまでの治療費のすべてを支払う。
- ✓ 労働災害・職業病の被害を受けて休業する労働者に対し、休業する治療期間の労働契約に基づく賃金を十分に支払う。
- ✓ 強制社会保険の加入対象である労働者は、使用者が社会保険料を社会保険機関に納付していない場合、社会保険法の規定に基づいて、使用者から労働災害・職業病の制度に対応する金額の支払う。
- ✓ 賠償責任：事故の原因が企業側にある場合
  - ① 5%～10%の労働能力喪失率：1.5 ヶ月分の給与及び手当
  - ② 11%～80%の労働能力喪失率：さらに、1%につき 0.4 ヶ月分の給与及び手当
  - ③ 81%以上の労働能力喪失率（死亡含む）：少なくとも 30 ヶ月分の給与及び手当
- ✓ 補償責任：事故の原因が企業側にない場合  
原因が労働者の過失の場合でも、労働者は上記で規定する水準の少なくとも 40%相当

<sup>1</sup> 2005 年 3 月 8 日付 Circular 14/2005/TTLT/BLDTBXH-BYT-TLĐLĐVN 号

額の手当を受けることができる。

## 6. 企業の作成すべき書類

企業は以下の書類を作成しなければならないとされています。

労働災害の場合：

- ① 労働災害の調査議事録（Circular 10/2003/TT-BLĐTBXH の付録 3、付録 4 のフォーム）
- ② 管轄の認定審査会による労働能力喪失率の審査結果
- ③ 賠償・補償決定書（同 Circular の付録 5 のフォーム）

✓ 職業病の場合：

- ① 労働者の職業病の書類（同 Circular の付録 6 のフォーム）
- ② 法医学の機関による職業病による死亡の確認書又は管轄の認定審査会による労働能力喪失率の審査結果
- ③ 賠償決定書（同 Circular の付録 7 のフォーム）

✓ それぞれの書類を 3 部に作成し

- ① 企業が一部を保管
- ② 労働者又はその家族が一部を保管
- ③ 管轄の保健局が一部を保管

---

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

### 【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店  
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
Tel:+84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958  
Mail: [info-v@cast-law.com](mailto:info-v@cast-law.com)

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。  
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複写は固くお断りいたします。